

○学校法人武蔵野大学情報公開規程

(平成21年 4月 1日)

改正 令和 5年11月27日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人武蔵野大学（以下「法人」という。）において、公開する情報及び方法等について定め、当該情報を公開することにより、公正かつ透明性の高い法人運営に資することを目的とする。

(公開する情報)

第2条 公開する情報は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる法令等に基づく公開情報
 - ア 学校教育法で公開を規定する情報
 - イ 私立学校法で公開を規定する情報
 - ウ 学校教育法施行規則で公開を規定する情報
 - エ 教育職員免許法施行規則で公開を規定する情報
 - オ その他関係法令等で公開を規定する情報
- (2) 次に掲げる自主的な公開情報
 - ア 運営に関する情報
 - イ 教育、研究及び社会貢献活動等に関する情報
 - ウ 法人に重要な影響を及ぼす可能性のある情報
 - エ その他法人が必要と認める情報

(公開方法)

第3条 情報の公開方法は、次のとおりとする。

- (1) インターネットの利用による公開
 - (2) 法人が制作する刊行物等による公開
 - (3) その他法令等により定められた方法による公開
- 2 法人は、情報の公開において、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 丁寧かつ分かりやすい内容とすること。
 - (2) 情報を得るべき対象者が理解し易い方法を取ること。
 - (3) プライバシー、名誉その他の人権に十分に配慮すること。

(公開時期)

第4条 第2条に規定する公開情報は、法令等に基づき、遅滞なく公開する。

(権限の範囲)

第5条 情報公開に関する権限の範囲は、「学校法人武蔵野大学業務の決定及び執行の権限に関する規程」及び「学校法人武蔵野大学業務の決定及び執行の権限に関する細則」に定める。

(情報の更新)

第6条 法人は、情報の公開後も、公開方法、公開内容等の見直しを行い、最新かつ正確な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第7条 この規程に関する庶務は、広報課が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（第1条～第5条改正、第6条削除、第6条～第7条追加、第7条繰下）

この規程は、令和5年11月27日から施行する。